

令和7年 第2回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年2月5日(水) 午後2時00分～午後2時24分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(30名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	
17番 川瀬明久	18番 諏訪博保		20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	
25番 服部清和	26番 荒川逸夫		28番 伊藤勝代
	30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
33番 伊藤幹男	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員(4名)

16番 後藤昌宏	19番 伊藤正覚	24番 堀田勝彦	27番 大橋 功
----------	----------	----------	----------

5 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
- (3) 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第7号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願に対する審議について
- (6) その他報告事項

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤、農地係長 川崎、会計年度任用職員 白木

7 総会議長

神 田 春 夫

8 議事録署名委員

7番 中村 伸 8番 加賀重彦

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。16番 後藤委員、19番 伊藤委員、24番 堀田委員、27番 大橋委員より欠席の報告を受けております。

本日の出席委員は34名中30名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和7年 第2回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議長

異議なしと認めます。よって、7番 中村伸委員、8番 加賀重彦委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（川崎農地係長）

1ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年2月5日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

所有権移転案件2件です。

受付番号14番 海津町駒ヶ江字川田●●●●番、畑、138㎡。

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、名古屋市中区、●●●●。

申請事由：新規就農。

受付番号15番 平田町野寺字蓮池●●●●番 外3筆、田畑合計、4,250㎡。

譲渡人、愛知県春日井市、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大

別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。
受付番号14番の案件について、9番 牧野委員お願いします。

◎9番 牧野委員

受付番号14番の案件については、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、高齢による労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、隣地にて自動車部品製造業を営んでおり、耕作に適していることから売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号15番の案件について、26番 荒川委員お願いします。

◎26番 荒川委員

受付番号15番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、相続により取得されましたが、遠方であることから営農縮小を図り、譲受人は、住居に近く経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

はい、担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第3 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

2ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和7年2月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号16番

平田町勝賀字梶池●●●●番、畑、現況 宅地、561㎡。

申請人：名古屋市熱田区、●●●●。転用目的：一般個人住宅 住居・倉庫。

この案件の農地区分は、街区に占める宅地面積の割合が40%超である第3種農地で、既に住宅地として利用されていた追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく被害を及ぼすことは無いと思われます。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号16番を、26番 荒川委員お願いします。

◎26番 荒川委員

受付番号16番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

申請人は、令和6年10月に申請地を相続されましたが、昭和42年より住居及び倉庫が建築されていることが判明し是正されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第4 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

3ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和7年2月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

所有権移転案件 4件、使用貸借案件 1件です。

受付番号17番

南濃町羽沢字天神西●●●●番 外1筆、山林 現況 畑、合計1,338㎡。

譲渡人：愛知県愛西市 外、●●●● 外1名。

譲受人：広島県広島市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号18番

南濃町上野河戸字北条●●●●番 外4筆、畑、合計1,868㎡。譲渡人：南濃町、●●●●。

譲受人、転用目的、農地区分などは、受付番号17番と同じです。

受付番号19番

南濃町上野河戸字中之切●●●●番、畑、377㎡。

譲渡人：茨城県神栖市、●●●●。譲受人：三重県桑名市、●●●●。

転用目的：一般個人住宅

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、境界に既存の石積みが施工されており、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号20番

南濃町安江字盤若谷●●●●番 外2筆、畑、合計1,267㎡。

譲渡人：南濃町 外、●●●● 外1名。

譲受人、転用目的、農地区分などは、受付番号17番と同じです。

受付番号 21 番 使用貸借案件です。

海津町本阿弥新田字村内●●●●番、畑 現況 宅地、194m²。

使用貸人：海津町、●●●●。使用借人：海津町、●●●●。

転用目的：一般個人住宅 進入路

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。既に通路として利用されていた追認案件となり、被害防除では、東側に農地がありますが、整地のみで利用されるため被害を及ぼすことは無いと思われます。

以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号 17 番から 19 番を、5 番 古川委員お願いします。

◎5 番 古川委員

受付番号 17 番及び 18 番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるものです。

次に、受付番号 19 番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

譲受人は、借家に居住しており、手狭になったことから住宅を建てられるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号 20 番を、33 番 伊藤委員お願いします。

◎33 番 伊藤委員

受付番号 20 番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。

周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号 21 番を、34 番 松田委員お願いします。

◎34番 松田委員

受付番号21番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅の進入路です。

使用借人は、申請地北側で令和6年10月に住宅を新築されましたが、住宅の進入路として先行して造成された追認案件ですが、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、は、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 29名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第5 議案第7号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

5ページをご覧ください。議案第7号

農地法第3条第1項目的の買受適格証明願に対する審議について

農地法第3条第1項目的の買受適格証明願があったので審議を求める。

令和7年2月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号22番 海津町草場字小草場●●●●番、田、1,987㎡。

申請人：養老郡養老町、株式会社 ●●●●。申請事由：農業経営拡大。

この案件は、令和6年11月13日付け 岐阜地方裁判所 令和5年ヌ第60号公告の競売で、開札は2月18日、売却決定は4月3日となり、この競売に参加するため、買受適格証明書の発行を求められる案件です。なお、申請者が競売に参加する目的は農業経営拡大です。

別記3審査書に基づき審査した結果、農地法第3条2項規定の不許可項目には該当せず、買受適格証明の交付要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。9番 牧野委員お願いします。

◎9番 牧野委員

受付番号22番の案件について、譲受人は、担い手として農業経営を拡大するため競売に参加されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第7号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願に対する審議については、証明書を交付することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第7号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願に対する審議については、証明書を交付することを決定します。なお、売却決定を受け農地法3条の規定による許可申請がなされた場合には、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き許可することを決定します。

◎議 長

事務局、その他報告事項ありますか。

◎事務局 (川崎農地係長)

農地法第3条の3の相続の関係の届出ですが、15件あり、農業委員会から関係者に受理書を送付しました。以上です。

◎議 長

それでは本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後 2 時 2 4 分）

議事録署名者

7 番

8 番

議 長